

玉名市外出支援サービスの登録更新について

玉名市では、おおむね60歳以上の公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等を対象に、病院受診等の際に有償で利用できる移送サービス（外出支援サービス）を平成18年度から実施しています。

この移送サービスの有効期間が令和8年9月30日までとなっており、登録更新を迎えるにあたって、地域公共交通会議での協議及び合意が必要となります。

つきましては、委員の皆様により下記の事項について協議いただき承認を賜りますようお願いいたします。

協議事項

1 玉名市外出支援サービスの必要性

身体上又は環境上かつ経済上の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し外出支援を行うことによって、高齢者等の自立した生活の継続を支援し、保健福祉の向上を図る。

2 運行種別

福祉有償運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）
（運行）有限会社ライフケアに委託

3 利用者

本市に住所を有するおおむね60歳以上の者で次のいずれかに該当するもの

(1) 要介護4又は要介護5の者

(2) (1)に掲げる者以外で次のいずれにも該当するもの

① 原則として一人暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯を含む。）

② 外出に際して自らの交通手段を持たない者

③ 非課税世帯であり年金収入額等の合計が100万円以下である者

4 運賃及び料金

利用者負担額

(1) 市内片道（1回） 300円

(2) 市外片道（1回） 600円

5 事業計画

(1) 運行区域 有明市町村圏及び熊本市西区河内町まで ※別紙1

(2) 使用車両 8台（福祉車両4台・セダン型乗用車4台）※別紙2

6 運行計画

- (1) 利用回数 月 4 回（病院等医療機関）
- (2) 利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 休業日 土日祝日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

7 その他

(1) 運転者要件

福祉車両 . . . 2 種運転免許保有者又は 1 種運転免許保有者で国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者。

セダン車両 . . . 福祉車両の運転者要件に加えて、介護福祉士または国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者。

(2) 運行管理体制等 ※別紙 3

【参考】

◇令和 7 年度利用決定者数 220 人 （令和 8 年 3 月末）

◇年間延べ利用回数（人数）

令和 5 年度 2, 194 回（805 人）

令和 6 年度 2, 585 回（906 人）

令和 7 年度 3, 271 回（1, 137 人） ※別紙 4

熊本県北広域本部

玉名地域振興局総合管内図

別紙 1

玉名市外出支援サービス運行区域
有明市町村圏及び熊本市西区河内町まで

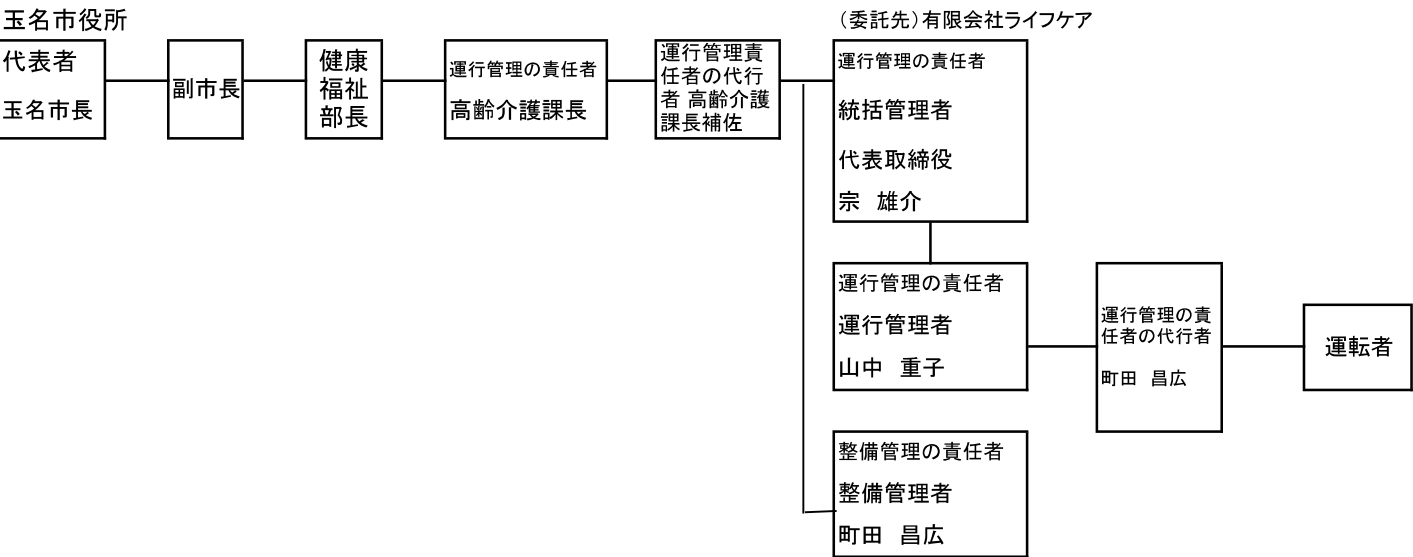


玉名市外出支援サービス事業使用車両

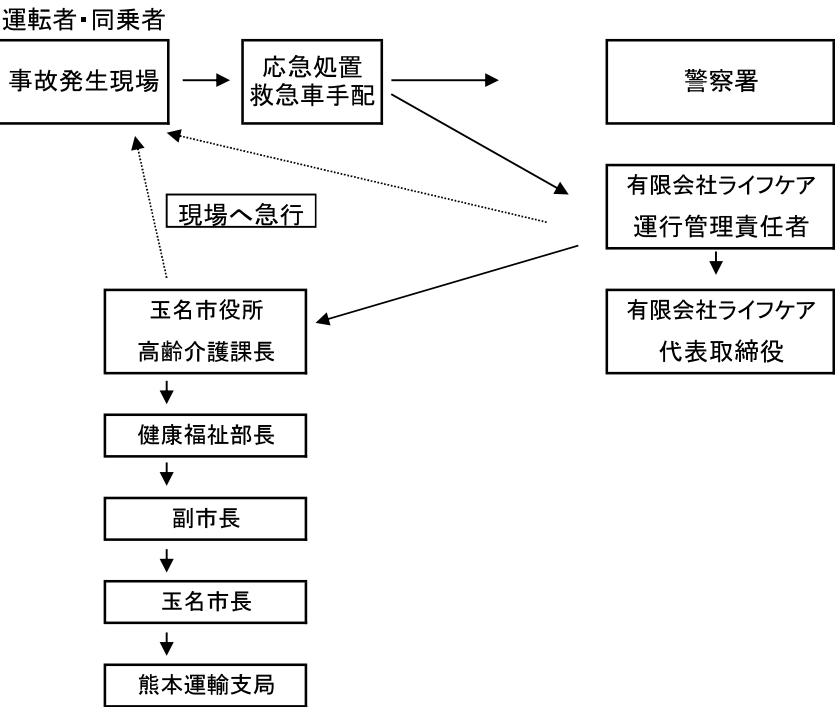
R8.6.15現在

No	登録車両番号	種類	補償			自家用/事業用
			対人	対物	搭乗者傷害	
1	熊本580ㇿ406	車いす車（軽）	無制限	無制限	無制限	事業用
2	熊本800あ5691	車いす車（普）	無制限	無制限	無制限	事業用
3	熊本830さ8855	寝台車（普）	無制限	無制限	5,000万円	自家用
4	熊本580ㇿ322	車いす車（軽）	無制限	無制限	5,000万円	事業用
5	熊本582つ8188	セダン型（軽）	無制限	無制限	-	自家用
6	熊本582つ8189	セダン型（軽）	無制限	無制限	-	自家用
7	熊本582つ8190	セダン型（軽）	無制限	無制限	-	自家用
8	熊本582つ8187	セダン型（軽）	無制限	無制限	-	自家用

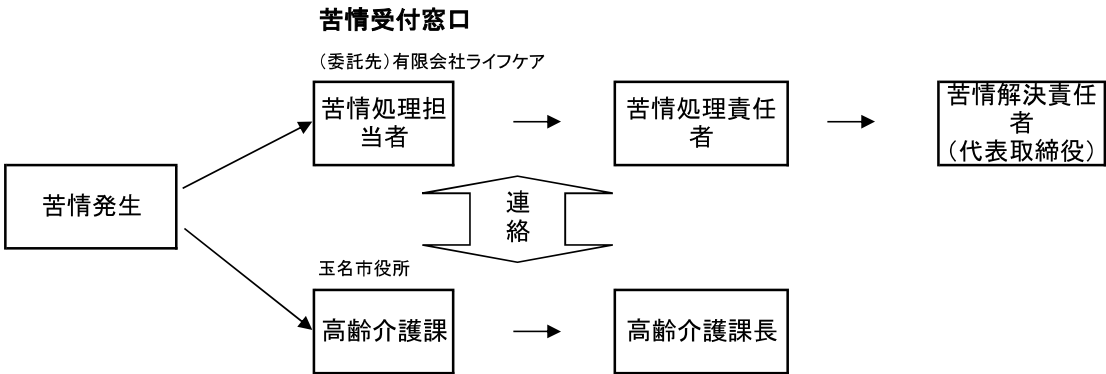
1. 運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



利用月	利用回数 回			委託料 円			利用料 円			利用者数
	市内	市外	合計回数	市内	市外	合計委託料	市内	市外	計	
4月	225	23	248	494,700	42,400	537,100	67,500	13,800	81,300	82
5月	246	30	276	541,800	55,600	597,400	73,800	18,000	91,800	95
6月	236	28	264	516,400	53,600	570,000	70,800	16,800	87,600	92
7月	247	25	272	543,700	46,800	590,500	74,100	15,000	89,100	90
8月	229	23	252	511,900	44,000	555,900	68,700	13,800	82,500	90
9月	252	22	274	551,200	42,000	593,200	75,600	13,200	88,800	92
10月	271	20	291	568,500	36,400	604,900	81,300	12,000	93,300	101
11月	262	20	282	555,400	36,400	591,800	78,600	12,000	90,600	106
12月	259	22	281	561,700	41,600	603,300	77,700	13,200	90,900	98
1月	241	23	264	534,700	43,600	578,300	72,300	13,800	86,100	90
2月	245	16	261	561,900	32,000	593,900	73,500	9,600	83,100	94
3月	288	18	306	641,600	34,400	676,000	86,400	10,800	97,200	107
合計	3,001	270	3,271	6,583,500	508,800	7,092,300	900,300	162,000	1,062,300	1,137

○玉名市外出支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、身体上又は環境上かつ経済上の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し、玉名市外出支援サービス事業(以下「事業」という。)を実施することにより、高齢者等の自立した生活の継続を支援し、保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、玉名市とする。ただし、市長は、この事業を適切に実施することができる者と認められる者(以下「受託事業者」という。)に当該事業を委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有するおおむね60歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護4又は要介護5の状態にある者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの
 - ア 原則として一人暮らしの高齢者(高齢者のみの世帯を含む。)
 - イ 外出に際して自らの交通手段を持たない者
 - ウ その者が属する世帯全員が市民税非課税であり、かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額との合計が100万円以下である者

(事業内容)

第4条 事業により提供されるサービス(以下「サービス」という。)は、対象者の外出時における交通手段の確保であり、次に掲げるものである。

- (1) 居宅と病院等医療機関への送迎
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める送迎

(利用時間及び利用回数)

第5条 サービスの利用時間は、午前9時から午後5時までとし、利用回数は、月4回(片道)を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(休業日)

第6条 この事業の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(送迎区域)

第7条 送迎を行う区域は、有明広域市町村圏及び熊本市西区河内町までとする。

(申請及び決定)

第8条 サービスを利用しようとする者等(以下「申請者」という。)は、外出支援サービス事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、本要綱を基にその必要性を検討した上で可否について審査し決定するものとする。

3 市長は、前項の審査により利用の可否について決定したときは、外出支援サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)によって、申請者に通知する。

(利用の中止等)

第9条 前条第2項の規定によりサービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに外出支援サービス事業利用変更(停止)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 死亡し、又は転出したとき。

(2) 入院(3月以上のものに限る。)、入所等の理由により資格要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

(利用者の負担)

第10条 受託事業者は、利用者負担金として次に定めるとおり徴収するものとする。

(1) 市内片道(1回) 300円

(2) 市外片道(1回) 600円

(書類の整備及び報告)

第11条 受託事業者は、サービス事業利用者台帳、サービス事業利用者負担金台帳その他必要な帳簿を整備しなければならない。

2 受託事業者は、提供したサービスの内容、利用回数等を月間報告書により翌月の10日までに市長に報告するものとする。

3 受託事業者は、4月1日から翌年の3月31日までの利用回数、走行距離等を年間報告書により毎年当該年度の末日の属する年の4月30日までに市長に報告するものとする。

(事故及び補償)

第12条 車両運行中に事故が発生した場合は、乗車していた者が相互に必要な措置を取るとともに速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 事故が発生した場合の補償は、加入している自動車保険及び損害保険の額の範囲内とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の玉名市移送サービス事業実施要綱(平成 4 年玉名市告示第 28 号)、岱明町外出支援サービス事業実施要綱(平成 16 年岱明町告示第 1 号)、横島町在宅老人日常生活支援事業実施要綱(平成 12 年横島町告示第 3 号)又は天水町外出支援サービス事業実施要項(以下これらを「合併前の告示等」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の規定は、平成 18 年度以降の事業について適用し、平成 17 年度の事業については、なお合併前の告示等の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日告示第 90 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 39 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 27 日告示第 142 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 25 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 42 号)抄
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 40 号)
(施行期日)
- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の玉名市外出支援サービス事業実施要綱の規定は、令和 3 年度以後の事業について適用し、令和 2 年度以前の事業については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日告示第 41 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の玉名市外出支援サービス事業実施要綱の規定は、令和 5 年度以後の事業について適用し、令和 4 年度以前の事業については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日告示第 29 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の玉名市外出支援サービス事業実施要綱の規定は、令和 6 年度以後の事業について適用し、令和 5 年度以前の事業については、なお従前の例による。